

わかやま住まいオーダーサービスについて

1. 概要

和歌山県外から県内への移住や二地域居住等を希望する方から、希望する住まいの条件をオーダーしていただき、地域の不動産事業者から情報提供を受ける仕組みです。

「こんな暮らしができる家を探している。」、「この地域の物件情報が見つからない。」といった情報を登録してみてください。地域の不動産事業者から、希望に近い条件の住まい情報があれば提供いただけます。

2. 利用対象者

- ・ 県外在住者で県内へ移住希望者

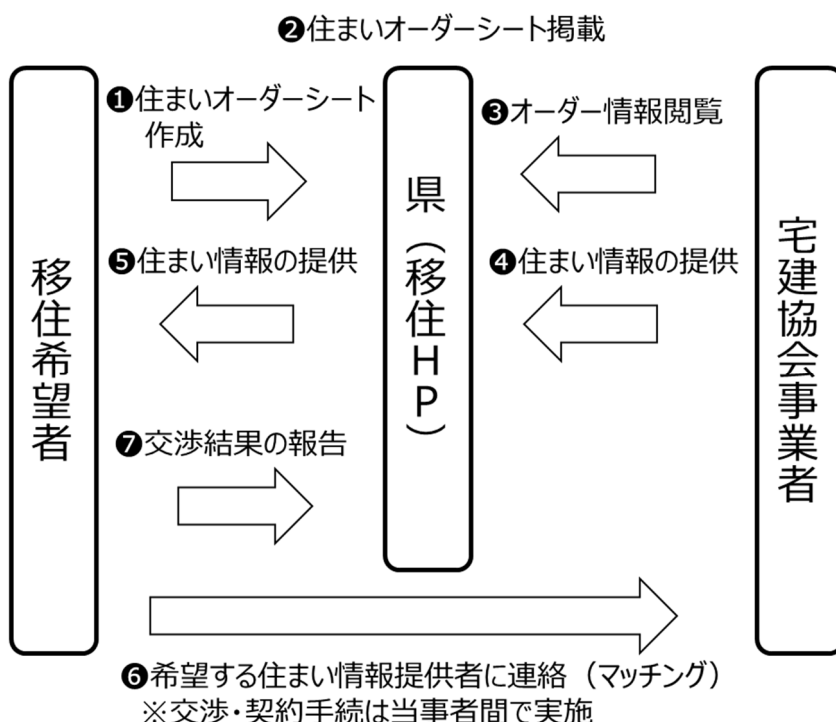
3. 情報提供者

- ・ 県宅建協会の会員である不動産事業者

4. 利用の流れ

- ① 移住希望者が「住まいオーダーシート」を作成して県へ提出
- ② 県で提出内容を確認して「住まいオーダーシート」を県移住 HP にて公開
- ③ 県宅建協会では「住まいオーダーシート」を会員事業者へ周知
- ④ 県宅建協会の会員事業者より県へ住まい情報を提供
- ⑤ 県より移住希望者へ住まい情報を提供（原則、メールでの情報提供）
- ⑥ 移住希望者が提供情報から選択して県宅建協会の会員事業者へ連絡
- ⑦ 移住希望者より、県へ交渉結果の報告

【利用の流れ：イメージ図】



5. 利用上の注意

わかやま住まいオーダーサービス利用規約を必ずご確認ください。

《以下、利用規約の一部抜粋》

5. 本サービスの利用者等の義務

- (1) 本サービスの利用者は、次の事項を守らなければならないものとする。
- ア. 本規約に定める事項を遵守すること。なお、本規約を遵守しない場合、県は事前に通知することなく利用を停止する場合がある。
 - イ. 本サービスを通じて得られた情報について、正当な理由なく、他者に開示又は漏洩しないこと。
 - ウ. 本サービスの利用に起因してなされた一切の行為及びその結果については、当事者間の責任において行い、紛争等が生じた場合にも当事者間で解決すること。
- (2) 住まいオーダー者は、次の事項を守らなければならないものとする。
- ア. 県から本人確認書類等について問い合わせを受けた場合、問い合わせ内容について情報提供を行うこと。
 - イ. オーダーを取り下げの場合または交渉が成立した場合には、移住希望者向け住まいオーダー抹消届兼利用届（第4号様式）により県に交渉結果を報告すること。

6. 暴力団員等の排除

- 以下のいずれかに該当する者は、本サービスを利用することができない。
- ア. 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者。
 - イ. 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者。

6. 利用方法

以下のサイトへアクセスしてご利用ください。

- ・ 住まいオーダーサービスは右記 QR コードよりご確認ください。

- ・ 和歌山県移住公式ウェブサイト「わかやま LIFE」

<https://www.wakayamagurashi.jp/house/order/>



わかやま LIFE

住まいオーダーサービス

問い合わせ先

わかやま移住定住支援センター（和歌山窓口）

〒640-8033

和歌山市本町 1-22 Wajima 本町ビル 1 階

電話 073-422-6110 FAX 073-422-6150

Mail wakayamagurashi@wsk.or.jp